

税の申告は忘れずに!

2月17日～3月17日

令和6年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月17日から3月17日までの期間に行われます。なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。

また、下記の日程で都合の悪い方については、期間内において役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※2月16日以前の受付は、一切できませんのでご了承ください。

※感染症予防対策として、ご来庁の際にはマスク着用での来庁をよろしくお願ひします。

申告が必要な方

令和7年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、令和6年内に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。
①農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。
②大工、左官、日雇いなどに従事していただけた方。
③給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。
④地代、家賃、株式配当など

の所得があつた方。
⑤山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。

⑥給与所得者で※雑損控除、盜難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

医療費控除で 税金が還付されます

本人および生計を一つにす
る家族の令和6年中の医療費

申告に必要な書類を用意しましょう

マイナンバーのわかるもの、
所得集計に必要な書類（例え

税額は、令和6年の所得等を

国民健康保険に加入されている方は 忘れずに申告を

お問い合わせ先

税務課 ☎ 212452

金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで令和6年に納めた所得税の還付および令和7年度の道町民税額を抑えることができます。

ば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。
なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと令和7年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。

2月17日～3月17日

本人および生計を一つにす
る家族の令和6年中の医療費

※各振興会館での受付時間が短縮されました。

住民税の申告と納税相談日程

回	月 日	曜日	会 場	対象地区名	時 間
1	2月17日	月	役 2階会議室	曙 大 町 町	9時00分～16時00分
2	2月18日	火	役 2階会議室	本 元 町 町	9時00分～16時00分
3	2月19日	水	役 2階会議室	陣 温 屋 泉 町 町	9時00分～16時00分
4	2月20日	木	役 2階会議室	高 砂 町	9時00分～16時00分
5	2月21日	金	役 2階会議室	南 栄 町	9時00分～16時00分
6	2月25日	火	役 2階会議室	新 開 町	9時00分～16時00分
7	2月26日	水	役 2階会議室	大 旭 浜 浜	9時00分～16時00分
8	2月27日	木	役 2階会議室	平 里 岡 ・ 富 野 原 共 知 来 ・ 双 葉 岩 岩	9時00分～16時00分
9	2月28日	金	双葉振興会館	美 畑 ・ 双 葉 岩	10時00分～12時00分
10	3月 3日	月	国縫振興会館	豊 津 ・ 豊 野 国 縫 ・ 茶 屋 川	10時00分～15時00分
11	3月 4日	火	静狩振興会館	静 狩	10時00分～15時00分
12	3月 5日	水	中の沢振興会館	花 中 ノ 岡 沢	10時00分～12時00分